第七十五號 (木曜日) 京城新聞

京城新聞

古代に於ける日韓の關係

東京帝國大學法科大學敎授法學博士 宮崎道三郎氏 談

支那は隋唐の頃は文化洽ねく兵力も亦侮るべからざる者あり、一例を擧ぐれば隋の煬帝の頃は運河を作りたるを以て著明なる帝自ら大軍を率ゐて韓國を征討せしと隋書に明也、之は大明八年にして、我が邦の推古帝が小野妹子を隋に遣はされたるは同三年なれば其年より四五年のとなるべし、隋の高麗を討ちたるをは日本書紀推古帝の條にもあり、隋書に據れば隋軍は一百十三萬三千八百と號す、糧運者之に倍すとあり、即ち大軍が平壤に向ひて進みしと明也、推古の御宇に至れば煬帝三十万の兵を起し我を攻めて我の破る所と爲る、貞公普通二人を殺すとあり、又齊明帝の頃唐に於ては高宗の頃新羅が蘇定方と兵を併せて高麗及百濟を討てり、其時百濟より我が邦に援兵を求めたるが、我れ之れ容れ天皇浪華に臨御し玉ひ兵を集めたり、帝自ら兵を率ひたるが遂に朝倉の宮にて崩じ給ふ、天智帝軍勢を整ひ兵を海外に送り百濟を救はれしり、其後我が軍と支那軍と白村江に海戰して不幸にして我が軍不利なりしとあり、是等のよは支那の書にも明也、斯く我が邦は韓國及び支那に對し枕を高うすると能はさるに至りしなり、故に兵備を爲さゝるべからず、然るに兵備を爲すには財政を整理せざるべからざるなり、然して當時は隋唐は群雄割據の有樣にして財源を得ると能はず是に於て我が邦は法制の一大刷新を爲す必要を生じ遂に律令の編纂を爲し以て、民族の實器を取上げ、土地を私有するとを禁ずるに至りし也、

當時隋には開皇律令あり唐には武德律令あり、朝鮮にも古くより法典あり、但今日に傳らさるのみ、而して朝鮮の法典は其母法を支那に取りしと明也、斯くの如く我が邦と韓國との關係は密接なる者ありしを以て我が古代の法制を研究する之は韓國の法制言語を研むるの必要あり、一例せば古代に村主と云ふ者あり、其語源に就てには「スキ」と「ニリム」との合併語なりとの說あり何どなれば當時村主は大抵歸化人なりしを以て村主は亦外國語時に朝鮮語なりとの疑あり、他に朝鮮語を移したる其の中に、村をスキ主をニリムと讀ましたる例あり、神功記に意流村(今高州流須祇)とあり、故に栗田文學博士は村は朝鮮語なりと云ひ、主島と讀みたる例あれはスクリは「スキ」と「ニリム」との合併なりと云り、又朝鮮語にて鄕を(シグル)といふ、故に村主は之より出てたるに非ずやの說もあり、斯くの如く我か邦古代語にして朝鮮語と關係を有せる者夥て算ふべからず、是れ皆古代日韓の關係より來れる結果ならさるはなし(完)

●賊徒討伐情況

△京畿道朔寧守備隊は九月十八日朔寧郡〓に於て約六十の賊を攻撃し其れを殪し銃器十二を鹵獲す

△光州守備隊の上等兵以下三名は九月廿二日潭陽北方四里にて十五の賊を攻撃し六を殪し二を捕ふ

△忠淸南道鰲川憲兵分遣所憲兵三補助員六名九月廿二日同郡内に於て約四十の賊を襲撃し其九を殪し四を捕へ銃器三刀槍各一雜品若干を鹵獲す

△全羅北道立石守備隊特務曹長以下六名は九月廿三日夜鶴川にて約十五名の賊を奇襲し其十を殪し銃器十一刀二雜品多數を鹵獲す

△第二巡查隊の警視以下十八名は九月二十六日夜全羅南道長興郡内に於て約百の賊と衝突し其五を殪せり韓巡查一戰死四傷く

讀者文壇

●寄宿舍の記(一) かへで生

同勢呼んで三十八人、一室に一人乃至三人のチヨツボ的生活よ、人は、十人寄つて十色と聞く、滑稽な人、四角張つた人サツは憂愁な人の日常生活を、ザツト物して見んと思ひぬ、而も過去は迯はず、唯だ今より後の事ども記して見んと思ふ而巳。

長屋の屋上に鴉啼く。廊下には、彿々草履の音聞ゆ、余見無水、持來可侍と洗面所に、怪しげなる韓語で水を呼ぶはアイ君なり「アイ君今朝は珍らしくも早いな、雨が降らなければ宜い」がと呟く。

何時も寂しきは、朝の食堂よ。鐘が鳴つたぞ、ドン〳〵階子段を下る音、續いて障子を閉める音す、慌るない、未だ五分あるぞ、と悠々去るはエー君と見へたり。

夜十二時歸舍す。アイ君在らず、夜は靜なる、人は今夢酣朝七時より夜十二時迄の十七時間の勞働、アゝ斯くして得たるパンは、そもや幾干ゾ (廿七日夜)

◎眞理は一也 南軒

アゝ、心、アゝ、精神、アゝ神、アゝ佛、アゝ、靈魂、アゝ、髑の頭、眞理は二也、アゝ止みなむ。

◎靑葉の露

書見に惓み玉ひし父、やをら起ち玉ふと見る間に佩み玉ひし秘藏の村正、丹田氣盈ちて拔き玉ふ居合の早業、エイヤツ、離席の障子に電光一閃、庭上風なくして石を叩く靑葉の露。

◎見返り橋

太郎と云ふ四つになる友の兒を送つて火葬場を出て見返り橋を渡つた際端にパツト消えた提灯の影、殘念、皐月の眞の闇、啼け不如歸…今ツ。

俳句

◎爆烈彈

爆烈彈、一發して城發墜矣、一本のマツチ克く大厦を爲灰〻

白露集

三印

鷄頭の色いと赤し閻魔堂 櫻水

破家の庭さびさるや櫨紅葉 三瓢

猿澤の池に影して雁渡る 可醉

流れ二つ落ち川瀬や雁の聲 同

分水の嶺を瀨りて雁の嘴く 同

心なき蘆さへ淋し渡る雁 松花

秋風や淵茶蘰り一人り客 可醉

望樓の旗竿高く秋晴るゝ 櫻水

五印

秋の日を小暗に暮す蝿子兇き 可醉

伐木の谺や淋し百千鳥の嘴く 同

古寺や木魚の音に百千鳥の聲 松花

秋潮や落るゝ舟 我一人 同

秋晴や聲へて舟の上 同

山猿の影すや今日や秋の晴 櫻水



(廿八) 川合柳葉

宴は酣になつて歡聲こそ起り、笑聲こそ湧け、濁りたる藝者などの興を助くるにはあらず、客は一粒撰りに撰たる上流の紳士、席は旗亭、待合などの汚らはしき場所にはあらで、風韻を友とする宗匠の樓居、妹れみ、君が一點の紅を彩に、二絃なる琴線は餘韻ある音樂に醉ひ、俗腐などの卑しき聲を聞かぬ代りに、俳句の批評など靜に乘じて唯彌が上にも盃を仰ぐのみ、爲雅とれ君の間にかゝる樂しき秘密の交されつゝある事は夢にも心注かなかつた、唯この秘密の消息如何にと、それとなく注意しつゝあるは山川孤舟で、放した矢の首尾よく圖星に中るらしき樣子に、心窃に我事成れりと喜ぶのであつた。

有間すると爲雅侯は、ツト座を起つて跡歩危なげに何れにか行かんとする樣子なるに山川は早くも其と察して、れ君に目配し、「御前は御用に被在るのであらう、御案内申せ。」

云はれてれ君は、靜に立つて爲雅の傍に進み、「御案内申上げます。」と、先に立ちて廊下傳ひ案内して、室よりはやゝ隔たつた間へ往つた。

否自の口を衝いて出で、爲雅は興極まつて來ては得意の謠曲さへ唄ひ出した。かゝる中にもた君は飽まで今樣らしき態度を亂さず、一同の恰々と笑ひ囁めく時のみ少に笑ひを舞の如き唇に見せ、心ありげに愛らしき目にて爲雅侯に絶わず秋波を送つて居た、さらぬだに其の色香に魅せられた爲雅は、此の心ありげな秋波に魅はれて、身の毛の餘立つばかりの嬉しさを感じ、吁々君し此の美人と唯二人なりせば、せめては優しき言の葉を聞き、我も亦思のたけを語るべきに、浮世なれ此の人垣に隔てらるゝ悔しさなどゝ、他一倍の愉快に騙られつゝ、同じく情を語る如き目もて見遣りつゝあつた。

しかし、雅秋も大山も餘程酩酊したものと相見ね、眼花落井水底眠的の態度を示して

そして手洗鉢の彼方に手拭を手にして待受けて居ると、爲雅は中々に出て來で手を洗ひ、れ君が差出す白布にて拭ひ了り、それを又れ君に返しやる途端、れ君が差出す其手をじつと握つて莞爾と笑つた。驚いて振り解んとするかと思へば、鐵る氣色もなく爲雅の爲るがまゝに、恥しげな顏を作りながら嫣然と笑つて其顏を眺めた。爲雅は滿面に喜色を漲らし、

「れ前の名は何と云ふか。」

「君子と申します。」

「君子、愛らしい名だね、どうだ私と一緒に東京に行かないか。」

「…………」

「可厭か。」

れ君は纔に笑ひながら、「行きたうは存じますけれど、兄が許して呉れませんので……。」

「兄が許さない……では兄へは私から許すやうに話を爲るが、兄が許したら一緒に行くか。」

「は……い。」

と態と恥しさを粧つて幽に口の中で答へた

「では必然兄に話して私の屋敷へ連れ歸るが、其時になつて可厭だなんと云つては不可ないよ。」

「…………」

詳はなくて恥しさうに笑つたが、しかし其笑ひの中には、確に承諾の意を含むで居つた。

民團議員の改選

民團議員改選の期日は近きにあり、此際に於て余輩は所感を陳べて在留民諸君に敬するの切實なるを覺ゆ。余輩が今更に說くまでもなく、今期の選擧は民長官選令存否の解決に關係し、議員に其人を得ると得ざるとは直に在留民人權利の消長に大關係あるを以て、之を撰擧するに最も愼重の態度を採らざる可らず、在留邦人の自治的精神の發揮は其經營力に大なる影響を與ふるは自然の數なり。果して然らば其權利の消長は帝國の大陸經營の一大要素なり、之を以て硬骨の士を撰擧し旺盛なる自治的精神を發揮せざる可らず。各地民團に於ける狀勢を見るに、何れも其人は勿論一般在留民も之に擧援して、[illegible]撰擧せられたる人士を見るに、何れも適材にして、此重要時機に於ける民團議員として優に在留民の代議士たるに足る。之を以て見るも京城在留民が如何に今期の撰擧に適材を擧げんとしつゝあるかを知る、本撰擧に於ても宜しく一致して之を撰出すべきなり、要するに民團議員たるの標準は獨立の思想を有し、常識に富むと共に相當の資產あり、在留民の前頭に起ちて之を指導して帝國の對外經營に努むる精神あるものならざる可らず、假令資產に富み常識あるものと雖も官憲の頤示に腰を拔かし、之に屈從して唯自己の[illegible]のみ計るが如きものは決して在留民の代議を托すべからず、京城に於ける豫選會の結果を見るに大に余輩の意を得たり、恐らく在留民一般も亦之に滿足の意を表するならん、須く之を候補者として撰擧すべきなり、

從來官吏は被撰擧權なかりしが今春民團法施行規則の改正によりて、官吏も被撰擧權を有するに至れり、官吏と雖も民團費を負擔する上は議員となるも妨げなし、寧ろ當然ならん、余輩は之を一概に排斥するものに非ずと雖も韓國に於ける我官吏は公務以外に民團事業迄に頭腦を使ふ餘裕なかるべしと思ふ、其公務のみにても双肩に餘るとは屢々吏員の口より聞く所、然るを其上に民團議員として民團經營に盡さんとするに於ては、勢ひ粗漫に流れざるを得ず、若し夫れ公務に全く餘裕ありて充分民團經營に力を盡すことを得るの閑暇ありとせば、余輩は之等の冗員を淘汰すべしと勸告せざるを得ず、殖民地的經營の草創時代總て未だ緖に就かざる韓國に於て、官吏は總て眼の廻はる程多忙なるべき筈なり、此際に於て官吏にして民團議員を兼ぬるは決して其職に忠實なる能はざるは明なり、今日に於て官吏を撰擧するは相互の爲め得策ならず、唯茲に注意すべきは官吏側に於て投票する候補者に就て御用商人若しくは受負業者の如き官邊に縁故深きものを撰擧し是等が當選せらるゝが如きことあらば徒らに官民反目の度を高からしむる恐れあり、官吏側に於ては能く省慮して[illegible]ことなく、亦其疑を受くるの虞を避くべし、之を究覺するに民團議員に適材を得ると得ざるとは在留邦人の盛衰に關係ある國民的問題と云ふも可なり、所謂邦人共通の大問題にして決して輕々に看過すべきものならんや、

●對星樓茶話

△全羅南道の濟州島は土地肥沃物產豐富に富み、工藝にも長じ、人民勤勉にして經濟に長ぜり、其理由として三つあり。濟州島は中古に於ける日本支那朝鮮半島の貿易中繼市場たりき、是其一也、今や本人は日清戰役以來全く政事上の干涉を排除せられたりしこと其二也、全羅は氣候溫和、土地肥沃、水陸交通の便利なること其三也。

△韓南の諸島を全く帝國版圖の下に編入し諸島開拓の政略を設けて之を拓殖せば恐らく有望の效果を見るべし。

△或歷史家が唱へる百濟文明中に印度文明の系統存在せりとの推測は、濟州貿易史を研究せば必ず獲る處あるべし。

▲蕭門外に「往十里」と稱する一村あり、南北廣谷として南北漢の間に挾まり、漢江の支流を控ゆ、昔者李朝太祖都を此地に卜して遂に今の漢陽に定まる、依つて其地を稱して「往十里」と稱す。

△隆熙三年度の豫算に於て南山公園の維續設備費目を見出さんことを期す。

東京電報

▲關稅の保護政策

農商務省關稅改正委員會は大体の方針を決定し保護政策主義を執ることゝなれり

▲清皇の病氣

清國皇帝は精神狀態に異狀を呈し看護の待臣は當惑の色あり勿論生命には關せず

▲事業繰延の不結果

桂首相は二億圓の事業繰延を警ひたるものゝ其の餘地無きに困まり或は不結果に終るべし

▲韓國委員の歸期

東洋拓殖株式會社韓國委員の一行は二日當地を發し靜岡、敦賀、京都を經て五日下關に著し歸途に就く

▲米作と天候

本年の米作は二百十日後の氣候不順のため豫想の如くならず或は平年に劣る地方もあるべし(以上十九日發)

▲統監大森に入る

伊藤統監は三十日上京大森なる恩賜館に入られたり

△陰曆記載廢止

學部省は四十二年曆本より陰曆の月日を記載せずと告示せり(二十日發)

雜報

●大韓勸銀は中止

韓國政府は曩に木內農商工部次官の獻策を容れ資本金五百萬圓を以て大韓勸農銀行を設立するに內定し設立後に於ける營業上の利害關係に就き統監府を經て我が大藏省の意見を徵したり然るに該銀行は韓國に於て土地其他の不動產、動產を抵當として長期の資金を貸出し以て農業の開發を計るを目的とし傍ら勸業債券を發行するの權能を有することゝせるを以て日本勸業銀行と殆んど同性質の營業目的を有するに加へ株金及債券の募集は其最大部分を日本內地に於て行はざるべからずして全然勸銀の營業範圍を侵害するの虞れあり茲に於て勸銀は設立反對の意見書を大藏省に提出し激しく運動せる結果同省は韓國政府をして該銀行の成立を中止せしむるに決し其旨韓國政府に申告し今回愈々沙汰止となるに至れり之が爲同政府は日本政府に交涉の末東洋拓殖會社の設立を機とし同社內に銀行部を設けしめ以て大韓勸銀の如き營業を行はしむる由にて日本側にても會社設立の上は定款の規定に從ひて銀行部を設け其主任者として內地に於て銀行業に經驗ある有力者を推薦する計畫あり

●拓殖副總裁內定

東洋拓殖副總裁として松崎、酒匂兩氏の呼聲高きも松崎氏は純乎たる學者にして最適任者とは許し難く酒匂氏は大日本製糖社長として會社側及び關係銀行側にて手放し難き事情あり札は遂に北海道拓殖の美濃部俊吉氏に落つるに略ぼ內定せり同氏は曾禰統監の腹心にして拓殖事業に經驗あるを以て桂、小松原兩相とも愈よ同氏を推薦するに傾きたりと云へば北海道拓殖の後任にして適任者あらんには同氏は無論拓殖副總裁に任命せらるべし

◎行幸と學生の送迎

十月二日皇帝水原に行幸に就き鐵道沿線地方の學校生徒は最寄り停車場又は鐵道の沿線地にて奉送迎すべき旨學部より京畿道觀察府へ發訓したるが京城內各官私立學校生徒は南大門停車場に近きものは午前の御出發を奉送し其の他の學校は午後の御歸著を奉迎せしむる事とせりと云ふ

●警察官練習所開始

既報せし內部警務局が新設せる中樞院內の警察官練習所は新採用の日本人巡查三十名會計事務講習生二十一名(各地方警察署在勤者)並に今回採用する韓人警部十餘名を收容し本日より開始し午前九時各講師列席の上松井警務局長臨場の訓示をなす筈なりと云ふ

●大韓協會の問責

現內閣に對する在野黨大韓協會は一昨二十九日附を以て內閣に向つて左の問責書を送りたる由なり

問責書

政府は國務料理の首腦にして閣員は統治補弼の重臣なり故に國家の治亂と國民の安危は一に其雙肩に懸任す責任の重大なること夫れ此の如し然るに若し國務の首腦にして公器を濫用し補弼の重臣にして私利を計圖し其責任の何物たるを解せざるに於ては其國家民人の不幸不利は天下何物か之れに過ぎんや凡そ政治家の德義は清廉公正に在り私情を放擲して國家民人の利害を誠實に判斷するを以て其主要と爲さゞるべからず或は勢力に阿附し或は富力に結托し自己及び一部階級の爲めに其他の者に不利を與へ不正を加ふるが如きは最も戒めざるべからず蓋し自ら選り又國家民人を辭すればなり現內閣の柱石を以て自任する某某兩公の如きは內に顧みて自ら疚しき處なき乎其世評に上り新聞紙に掲載せられたる事項のみにても既に國民の痛慨する處ならずや其他の惡事醜行は今茲に指摘するに忍びざるなり然れ共本會は如斯私行を摘發して諸公の引責自退を勸告する者にあらず茲に國家の一大重事を擧げて諸公の處決如何を督促せんと欲するのみ蓋し昨年現內閣の成立後全國各地に暴徒蜂起し四民塗炭に苦み地方の慘狀は到底筆紙の能く盡くす所にあらず此を以て日本は派兵に次ぐに派兵を以てし今や二師團の大兵を駐屯せしめ日夜討伐に從事す其勞苦と經費も亦多大ならずや且つ憲兵を增派し補助憲兵を新設し多數の巡查を配備するに至れり然れ共尙ほ未だ暴徒の鎮定を見ざるは何ぞや政府諸公が忠實に國事を憂慮し以て適當の鎭撫策を講究せざるが爲めのみ諸公嘗つて公言して曰く暴徒は我國の特產物なり冬季を經過すれば自然に消滅すべしと然り而して既に冬季を過ぎ夏季を經て今や秋季に入るも尙ほ未だ消滅せざるのみならず前途幾年にして軍隊を引揚ぐべきやも未だ豫定する能はざるにあらずや由之觀之則諸公は或は無能にして鎭定の方策を按出せざる乎或は我國暴民と日本兵との戰爭なりと爲し故らに之れを傍觀するに非ざるなり然るに今や一年有餘にして尙ほ未だ鎭定に歸せざるのみならず反抗心を包藏する者全國に瀰漫して韓日通商の杜絕を見んとするに至りては閣臣の無能、政府の無策を鳴らすの已むべからざるに至れり諸公或は言はん暴徒鎭定は日本自ら之れに任せり我政府は關せずと果して此言の如くなれば其に誤れるも亦た太甚しと謂ふべし日本の討伐に從事するは[illegible]國權の一部を代理するのみ之れが爲め[illegible]府の責任、閣臣の義務を全免すべからず[illegible]し民心服せず騷擾鎭らずして國家の不利を顯出する時は閣臣は引責自退して賢者に[illegible]位地を讓るを政治上の本義とす況んや此際各道觀察使に發訓し郡守會議に斷髮勵行を命令したるが如きは抑も本末を顚倒せる者と謂ふべし新政が未だ民心に徹底せず各自疑懼の念を懷き人心が動搖未定の今日に於て斷髮勵行を强ゆるが如きは反つて益々民心を激昂せしめ火中に油を注ぐに類す斷髮は固より本會の賛成する所なりと雖も勵行は其時機にあらざるを認む思ふに政府は適當の方法を講究し時勢の變遷と新政の效能を國民に覺知せしむるを以て最先務とすべし然らば其自覺心に由つて漸次斷髮の實施を見るは日本維新後の經驗に依りて之れを識すべし蓋し民心開發は本より急くは所謂本末を顚倒するものにあらずや斷髮實行は末なり其本を務めずして其末を閣臣相會せば必ず斷髮を先倡す國家急務は斷髮以外に之れなき乎暴徒の鎭定は最先急務にあらずや新政の發知人智の開發、產業の發達、交通の便利等政府の全力を傾注すべき者多々之れあり斷髮の如きは國民の自覺心に依任して可なり何ぞ急遽勵行するを要せんや近く政府諸公の爲す所を見、閣臣諸公の行ふ所を察し轉た我國の前途を憂慮せざるを得ず此を以て其一二を擧げて諸公の考慮を煩はすのみ諸公幸に其責任の重大なるに自顧み速かに相當處決あらば則國家の幸福なり國民は歡喜せん　敬具

●民團議員豫選會

豫報の如く京城民團議員豫選會は官選令撤廢期成同盟會の役員諸氏に因つて一昨夜當地商業會議所樓上に於て開かれたり開會に先ち豫選投票に關する二三の疑點に付て討議を爲したる後直ちに投票に着手し一時間餘にして了れり而して開票の結果當選せし諸氏は左の如し

和田常市	增田三穗
三好和三郎	進辰馬
森勝次	中島司馬之助
曾我勉	中村再造
山口太兵衛	古城管堂
濱野德次郎	釘本藤次郎
關繁太郎	梶原末太郎
前田熊市	田村義次郎
菊池謙讓	石井新
田中始一郎	城六太

●赤十字總會計畫發表

赤十字社韓國總委員本部にては總會開催準備上の打合せを兼ね一昨廿九日午後六時より平素社業擴張の爲め直接間接盡力援助しつゝある有志者諸氏を花月樓に招待したるが當日の來賓は陳清國總領事館員大多和副官、龜山釜山理事官、俵次官、宋大臣、中村再造、村上鐵道管理局囑託、熊谷民長、県警視副監、松井局長、淵上民長、張漢城府尹森勝次(三浦理事官は旅行欠席)等の諸氏及今井、戶叶、大岡、峰岸の各京城新聞(日文)社長にして主人側よりは岡、藤田兩副總長、澤田、荻田兩幹事等出席岡副總長より目下鍋原總長出京不在中に付代つて一場の挨拶あり韓國に於ける我赤十字社は本社の獎勵と有志諸氏の協贊とに依り社員數の成績等は割合に良好なるも該事業は世界的事業なるを以て今後益々社運の發展に努めたく且つ當國に於て社業の擴張せらるゝことは獨り博愛慈善の本旨に副ふのみならず日韓清人等各社員間の社交的情誼を厚ふし意志を疎通する一端ともなるべきを以て當總委員部に於ては今回總會を機とし各委員部と共に社業の發展を期したきに依り平素本社に關係厚き諸君に於ては此際便宜の方法に依り新舊社員の誘導に盡瘁せられ可成多數社員の總會參列者を得て茲に第一回總會を無事有効に結了せしめられんことを希望する旨懇囑する所あり尙同氏より總會開催に關する計畫を披露して一同の贊同氣付を求めたるが其要項左の如し

赤十字社總會要項

日本赤十字社韓國委員部は從來地方委員部の總會は屢々開催せられ居るも中央委員本部に於ては設置(明治三十八年　月)以來未だ總會を開催するの機會を得ざりしが昨年十月皇太子殿下御來韓に際し社業擴張基金に充つるの思召を以て金千圓の下賜あり爾來一層社業の擴張に努めたる結果八千八百二十四名の社員(內日本人七千八百九十三名韓人八百五十八名清國其他外國人七十三名)を有するに至りしを以て右恩賜の御沙汰に接したる當日(十月廿四日)を期し特に本社代表者の臨場を請ひ廣く內外人社員を會同し當總委員部第一回總會を開催し一は以て皇室の眷護に對へ奉り一は以て日韓人社員其他各國人社員間の親睦融和に資する所あらんとす

總會開催に關する要件

一　期日　十月二十四日(土曜)の豫定

二　會場　景福宮內慶會樓の豫定(其筋に出願中)

三　總會臨場　社長又は副社長の臨場を申請すること(申請濟)

四　總會參列者には紀念及紀念繪葉書を配布すること(目下東上中の兒玉事務幹事に於て調製中)

五　社員の爲め其筋に出願して昌德宮內苑及景福宮內拜觀好逍園參觀等の手續をなすこと

六　參會社員の爲め汽車、汽船、旅館、購買品等の割引等成るべく便宜を與ふること

七　會場內に數ケ所の模擬店を設くること

八　社員の爲め救護演習、軍樂隊奏樂、擊劍其他二三の上品なる餘興を催すこと

九　假設郵便局繪葉書及紀念スタンプ店を場內に設くること

一〇　會場內に赤十字救護所を設くること

一一　社員及社員家族の爲め相當なる場所に於て活動寫眞を觀覽せしむること

一二　各委員部の重なる役員佩有功章者特別社員を招きて慰勞會を催すこと

●日本人青年會

京城基督教青年會は旭町四丁目(元三國家跡)に假會館を設け會員の娛樂場とし一方には每月講演會を開き又每週月、水、金に韓語夜學會を開き着々事業を擴張しつゝあるとは時々本紙に掲載する通りなるが十月一日より左の事業を增設する由志望者は同會に就き聞合すべしとのことなり

一、英語研究會　每火、木の午後七時より初む　講師米國ランプ氏

一、聖書研究會　每土曜午後七時より初む

尙は同會は事業の擴張に伴ひ設備費募集の爲め十月中旬演藝會を開催する由

●光濟號の出帆

光濟號は本日午前八時仁川より燈臺建築材料を積載して目下燈臺建築中なるクリフホード島、下鳥島、港外島、港內島、各外串等に向ひ歸途門司に廻航して積炭し本月廿日仁川に歸航する豫定也と因に燈臺長三浦技師は同船に乘船する筈

●浮陸標製作着手

漢江流域に航路標識を新設することに決定したるとは所報の如くなるが目下仁川燈臺局に於ては浮標陸標の製作に着手中なれば多分本月中に夫れ〳〵設置するの運びに至るべく十一月には全部完了する見込なりとなり

●仁川平壤間長距離電話

仁川平壤間、仁川鎭南浦間に長距離電話架設中なりしとは既報の如くなるが愈々本日通話開始をなす筈なりと云ふ

●仁川議員撰擧有權者

仁川民團議員選擧名簿は愈々昨日全部完成したるが確定有權者は壹千百六十名なりといふ

●軍司令部用具の運搬

軍司令部にては廿九日より龍山に用具の運搬をなせり

●憲兵本部員の歸任

憲兵本部附[illegible]大尉[illegible]面を視察中なりし松村憲兵少尉金正府の二名は二十九日歸任せり

公人私人

▲小倉如淵氏(會計檢査院檢査官補)　一昨日入京山本旅館

▲渡邊勉氏(步兵第五十二聯隊附中尉)は[illegible]より一昨日入京旭尾旅館

▲木村貞吉氏(太平洋汽船會社員)　一昨日下仁

●近事片々

▲梧鳳　桐聲は中々面白いが時々無禮[illegible]の論評をして獨りエラがつて居るは面黑し

▲クロ　マ−卿が個人主義を抑壓するも國家的競爭に打勝ざる可らずとの說を引用す

▲韓國　の指導者にも個人的爭離利益を第二とし國家的精神の下に統一的に進めと

▲個人　紛爭は對韓策の統一進行を阻害す韓國上下を信賴歸服せしむる所以ならずと

▲我政　策の一張一弛は何時戰氣を包藏する第三國の發現するなきを保せざる也云々

▲帝國　の對韓政策に個人的紛爭を禁むる馬鹿者あらんや在留邦人本位と個人的[illegible]

▲帝國　本位在留民本位とは矢張國家的競爭に打勝つの道也之れ個人的紛爭には非ず

▲韓國　上下を信賴歸服せしむ云々韓人は威武には屈するも信賴や歸服はなさゝる也

▲今尙　懷柔を夢見つゝあるは氣の毒千万若し韓人の悅服することあらば三百年後也

▲我政　策の一張一弛は何時戰氣を包藏する第三國が發現云々とは何たる意味なる乎

▲是れ　恰も現時の統監政治を罵倒するものに非ずや御用紙として甚だ不心得の至也

▲異に　一張一弛は第三者の顯はるゝ憂あり故に嚴然たる進轉が急務也と云ふ所以也

▲緩漫　なる政策は全く其[illegible]れ有御用紙にして茲に氣付かば宜しく親分に斷行を迫れ

▲英斷　果決せば一張一弛の憂なし今は將さに其時也幾離以て獻策せよや梧鳳桐聲子

▲一時　は國際問題にまでならんとしたる梁起鐸事件も公明なる判決に依て事落着す

▲梁起　鐸にして無罪の宣告を受くべしとは彼徒一輩すら豫期せざる所なかりしならん

▲茲に　於て日本人判官の公明なるを認識せしならん爾來決して逃げ隱れすべからず

▲一進　會內には決死隊なるものありて內閣に辭職勸告をなさんと密議せるとは眞乎

▲事實　ならば內外相應じ完用內閣を攻め落さんとするの魂膽なる乎或は例の手段乎

▲朴泳　孝木浦迄歸來し近日入京すべしと之を擔がんとする連中待乗居るとは眞乎

▲朴氏　の歸來は何時も時のみ今時歸來して政爭渦中に投ずるは夏虫と何ぞ撰ばんや

▲米國　艦隊の各艦長夫人等最早日本に來りて觀光に餘念なし米國女氣質を發揮せり

▲三越　吳服店にて何れも日本服を作りて之を着し得々たる[illegible]

京城居留民團公文

京城居留民團告示第三一號

明治四十一年九月三十日

京城居留民團民長 熊谷頼太郎

韓國大皇帝陛下ニハ十月二日午前六時五十分御出宮水原ニ行幸同日午後五時五十分還御アラセラレ候ニ付當日ハ各戸國旗ヲ掲揚シ敬意ヲ表セラルベシ



●電車内の刃傷（後報）

南大門通り二丁目戸田病院前に於ける電車内の刃傷騒ぎの顛末は昨紙取り敢へず事の概要のみを掲載し置きたるが其の後詳報を知ることを得たれば左に記載すると同時に聊か昨紙の記事に相違の點あるを以て爰に訂正することゝすべし

加害者は大阪市西區花園橋西へ入るのものにて被害者は香川縣高松市鶴谷町のものなるが加害者春木は大の酒好にて且つ性質粗暴なるに引き換へ被害者高橋は性來内氣にて職人としては温順の方なり原因は高橋が目下龍山停車場及び同地鍔部組のブリキ工事を請負ひ中なるが停車場の方の工事急を要する所から已むなく鍔部組の工事を一時中止し專ら其の方の工事に取り掛り居りしに鍔部組にては之を聞きて不快に思ひ此方も急いで居る工事をタトヒ一日たりとも猶豫されては迷惑と高橋に一應の知らせもなく前記の春木に請負はしめたるにより之を聞きたる高橋は默つて居らず早速鍔部組に赴きて談判をなし四五日の中には必ず工事に取り掛るべければ元々通り自分に工事を請負はし呉れよとコン〳〵頼み入りたる結果鍔部組にても成程と思ひ爰に春木との請負契約を破談することとなりたるに依り春木は痛く之を遺憾に思ひ他人の工事を横取りする高橋の小面こそ憎けれど骨身に泌みて殘念がり頓て早々高橋方に赴きて其の不都合を詰り同業者仲間で仕事を讓り合ひするが世間の例なるにソレに何ぞや他人の仕事を横取りすとは餘りに人を踏み付けにした振舞ひ俺も男だ面皮の顏に泥を塗られてオメ〳〵と引き込めるかソレとも●●なほに仕事を渡すかと怒氣を含みて啖呵を切りしも高橋は更に隠する模樣なきより春木は無念遣る方なかりしも其の場はソレにて一と先家に歸りたり然るに一昨日高橋は天一銀行に所用ありしより龍山より電車に乘り午後四時頃前記の戸田病院の前に差し掛りし所を折柄春木が同人を認めたれば春木は今一應高橋に相談し見んと直ぐさま自分も電車に飛び乘り二言三言物いひ替はせしが高橋は頑として聞き入れねど見ね頓て氣早な春木はヱヽ面倒など懷中より合口を取り出すが早いか高橋の左腹下に突き込みたる大疵なり而して加害者春木は其の場より逃亡せんとせし所を巡査に捕へられ本署に引致されしが昨日龍山分署に護送されたり被害者の傷は昨紙掲載の如く長さ四寸深さ一寸ある程なるが生命には別條なく直ちに漢城病院に入院せり

●此花の情死未遂

男女共に刑事の爲めに果さず

一昨日午後四時頃南山町二丁目待合此花に於て情死を企て長野警察署の刑事の爲めに妨げられて果さゞりしが其男は龍山度支部印刷局雇小池錦二といひ女は同所料理店北海樓の仲居政子といふものなるが今其顛末を記さんに

▲男女の關係　小池錦二は前記の如く度支部印刷局の雇にて身の丈五尺六寸もあり金縁眼鏡を掛けたるイキな男なりしが今より三ケ月前友人四五名と共に北海樓に登樓し政子に關係したるが抑も病付の初めにて二人の仲は通ふにつれて深くなり遂に夫婦約束までするに至れり

▲情死を企つ　斯くて錦二は政子と夫婦約束までせし以來は益々繁くなりて此三十餘日間といふものは殆ど流連と云ふ程に入り浸りたれば俸給の小遣のこととて他に收入のあるでもなし今は首も廻らぬ始末となり政子も同樣錦二の爲めには隨分借金もして錦二と嬉戯せしことも一再ならずなりたれば斯くては何時まで夫婦とならるゝか目途もつかず斯く世の中に永らへて苦まんより寧ろ情死して來世で夫婦睦しく添ひ遂げんと此に於て情死の相談纏り二十七日の午後九時頃小池は政子と課し合せ北海樓を暗にまぎれて驅落したり

▲死場所を探す　扨ても二人は北海樓を逃れ出でたる後電車に乘り午後十時過京城に入り明治町吾妻屋に泊り込み翌日午前八時頃宿を出で南山公園の美人茶屋に至り酒肴を注文して名殘の酒を酌み交はして一日を暮らし午後八時頃茶屋を立ち去りたり

▲此花に入る　美人茶屋を立去りたる二人は其後人力車に乘り南山町一丁目の待合に引付けさせ奥の一室に通り又た酒肴を注文したる後女中には用事ある時は手を拍くから其時の外一切入ることを禁じたり

▲此花主人の不審　二人は斯く人の出入を禁じたれば此花の主人は此模樣を見て不審を起し若しや無分別でも起しはせぬかと午前三時までも隣室にありて密かに樣子を聞きたるに二人は死場所を南山に極めたるらしく聞取りたれば主人は痛く二人の境遇に同情し若し金で濟むことなれば二人の命を買受けんと熟々勘考し居る中早く事の仔細を探知したる刑事は午前四時頃裏手の戸より忍び入り嚴重に注視しつゝある中に夜も明け

▲ピストルを持つ　三十日の午後三時と覺ふる頃一室より密かに窺ひ居たる刑事は小池が懷中にピストルを隱し居るを認めさて愈よ情死する決心だと悟り此花の主人及び龍山より來りし北海樓主人と相談の上捕縛することに決し午後四時四十分頃

▲刑事は此花の亭主　と化けて二人の室に入り昨夜よりの勘定を請求したれば小池は平氣を裝ひ六時頃までには友人が金を持ち來れば夫れ迄待ち呉れと云ひたれば此花の主人は女中をして政子を他室に呼び出し何か耳語きたれば政子は輕く返事して其室を出でんとする際此花主人と北海樓主人は政子の兩手を捉へ其懷中せる剃刀を奪ひ他の室に押込めたり

▲小池の驚き　綾野刑事は敏捷に猶豫すべからずと政子を捉へたる相圖と共に刑事と名乘りて小池を捕へたるより先刻より亭主とのみ思ひ入りし小池の大に驚きシヤツタと云ひながら懷中のピストルを取出さんとせしも此時は他の者等も入り來りたることとて如何ともし難く其儘警察署へ引致されたりと云ふ

●刃傷騒ぎの飛沫

北部司浦洞二十一統七戸趙重构（七十）は一昨日電車内の刃傷騒の際同車し居たりしが其の際過ちて左手三本の指に怪我を負はされたるが幸ひ輕傷なので結構

●乱暴極る車夫

本町一丁目別府組車夫藪内清吉（二十）は一昨日午後七時頃旭町二丁目の露店に立寄り飲食中頓てペルシャ領事館旗手車聖根（六十）が露店の暖炭を潜つて入り來るや藪内は亂暴にも聖根の横面を擲つたるにぞ爰に大立廻りを始めしが結局南部署の手を煩すこととなり清吉は散々に目玉を頂戴して引下りたり

●義歯を嚥下す

開城居住馬越兵吉（五十九）は廿七日の夕刻自宅にて夕食中圖らずも長さ一寸巾五分の義歯上下二枚を嚥下したれば狼狽て件の義歯を取り除かんとせしも何うしても意の如くならず何分苦痛に堪へざれば翌廿八日一番列車で京城に來り直樣漢城病院にて見て貰ひたりしが咽喉專門の内田醫師は腸を切解せねば取り除けぬとの事に兵吉は大に驚き斯る大治術を要するものなれば一兩日見合せんと其日は咽喉に至り義歯は裏門の方より出でたりしかば腸を切解せずに濟みたりとはマツ以て目出度

●●●●●●チヨンガーの迷兒

一昨日午後九時頃六才位のチヨンガーが迷ひ居るより巡廻巡査之を保護中長橋十九統七戸高學秀なる父が來て連れ行きたり

●●●●●●鹿が取持つ大目玉

花園町二丁目三十三番地二星三郎（二十）は曩て自宅にて一匹の鹿の子を飼ひ居れるが其の大事な鹿の子が昨朝八時頃フイと行衛を晦ましたるにぞ家人總出となり探し廻りたる所十時頃寮橋通を一人の韓人が一匹の鹿を引張つて行くにぞ扨は此奴盜んだなど獨り合點の手が亂暴にも右韓人を亂打したる事を訴へられて三郎は大きなる目玉を喰つてコソ〳〵引下りたり

●日本孤兒院演藝會

同演藝會は既報の如く一昨夜午後七時より三好町歌舞伎座に於て開催されたり觀覽者は定刻前より續々と詰め掛け八時頃にいたりては滿場立錐の餘地なき迄場の内外に溢るゝ許りなりき頓て定刻に至るや飯島榮太郎氏壇に現はれて開會の辭を述べ次で熱誠なる語氣を以て同院の由來より說き起して將來に亘り壇を下りたるが之れと同時に種々の演藝は催され滿場の觀覽者をして拍手喝采を措く能はざらしめたるが就中一際觀覽者の感想を動かしたるは同院に於ける孤兒の日々の課程又は同院出身の成效者の寫眞を幻燈に映したるものなり最後に活動寫眞を映出せしが映畫は最も趣味に富み且つ實益多かりき同會は當地の開催を終り次第仁川に赴く豫定なりと因に活動寫眞は西洋人某氏の寄附に係るものなりとか特志といふべし

●消防組の點檢

十月四日民團に屬する各防火栓の點檢を行ひ尙新町にて技術の練習を爲す由

●●●●●衛生上の訓示

仁川警察署に於ては追々氣候不順となり病氣發生の季節なるを以て市内水賣り二十餘名を召集し販賣水質及水桶掃除等につき訓示する處ありたり

●忠淸江原の農作

忠州及び慶州地方視察中なる永田内部警視の書信によれば右の各地方共本年の農作は未だ曾て見ざる程にて如何なる山間と雖も田畑共に成育見事にて人民は平年の倍作は疑ひ無しとて狂喜し居る模樣なりと云ふ

●仁川の邦人戸口

仁川在留の八月末現在の邦人戸口は戸數三千七十一、人口一萬千五百七十四にして前月より百三十二を增せり尙理事廳管内の總戸口は戸數は三千五百五戸にして人口一萬二千九百六十四人なり

●實用的羽織地

上野國桐生町大和屋呉服店は夙に各種紋附羽織の需用盛なるに不拘實用的經濟の紋附羽織地の織り出しなきを慨し今回織出したる新市樂新羽二重新斜子は總て絹糸代用シルケツト原糸を用ひ輸入染料を以て化學的染色法を應用し實に近來出色の好織物の由紋形に手附金五十錢を添へ申込めば殘額は引換小包にて送品し來る由

●●●劇壇の不如歸

同座に於ける木村猛夫一座は非常の好景氣にて既に二十回を重ねるに至り人氣愈よ增し來るの狀況にて諸元はホク〳〵喜び居れるが本晩の出し物は「不如歸」にて場割役割は左の如し

伊香保蕨狩、川島武夫の居間、山木園遊會、浪子の吐血、慶子の居間、逗子の海岸、片岡中將邸、逗子の別莊、片岡玄關、武夫宅玄關、浪子の病室、青山墓地、

川島浪子（野村君子）加藤子爵夫人（石井）片岡中將夫人（花井繁子）加藤千鶴子（高尾）川島夫亡人慶子（内藤）家扶田崎（植田）山木兵三（富士井）乳母れいと（矢野）千々岩安彥（寺田）山本豐子（榎本）醫學士山本（松村）片岡中將（佐海）川島武夫（木村）

●京城座の替狂言

同座石見一座は開場早々仲々の好人氣なるが本晩の替狂言は「七化れ新」にして重なる配役左の如し

署長田村國夫、れ新の父重作（石見）正木良二（稻葉）刑事島田正夫（尾崎）藝妓君江（桂本）山田幸七（吉井）七化れ新（橫山）部長杉田憲一、審生遠藤（山岡）紳士寶田登（松暎）刑事山川（松村）藝妓花人（松岡）丁稚千代松（子役小石見）惡漢傳次（青山）正木れ石（坂本）刑事福浦（瀨川）

●天氣豫報（自三十日午後六時至一日午後六時）

西の風晴後曇

三十日午前六時各地氣象概況　高氣壓は滿州に擴張し來れるを以て全國一般に北の軟和風吹き各地は快晴なり

新講談

女俠秋瑾の傳(二)

巡警學堂、それは臺灣で申せば警官練習所のやうなもの、恰度甲科乙科と云つた風に官生、平生との二科に區別され、徐錫麟はその軸を握つて、謂はゞ練習所長と云つた職務式。

時は清曆光緒三十三年五月の二十六日、即ち明治四十年七月の六日は、此の巡警學堂の修業證書授與式を舉行すると云ふので、特に巡撫恩銘の臨場を請ふた、然るに何事ぞ此の日徐錫麟は學生一同を先づ練兵場に集め、殺氣ある眼を張つて、ズラッと一渡り學生等を眺め、格聲を勵まして。

「諸君よ、諸君は常に團結して、宜しく一國を救はざるべからず。」

と絶叫した。その云ふ處ろは甚だ簡單であつたが、語氣は頗る慷慨悲壯を極め、その聲は遠近に震ひ渡つた。が、學生等は一向その意のある處ろを知るに苦み、唯だ最うその勢に呑まれて了つて、呆然たるばかりでありましたが。軈て午前十一時と覺しきに恩巡撫は巡捕に護衛せられ、布政使、按察使、提學使等文武官五十餘名と相前後して來着した。徐錫麟は教官等を共にこれを門に迎へ、自身先導して事務室に引き、恭やしく一揖して「修業證書授與に先ち、教室で學生の學術科を御覽が願ひたい。」と申し出た、恩巡撫は常のことなれば怪ますこれを諾したので、直ちに來賓一同を引て第三教場に至り、體操を上覽に供する旨を報告した。

此の時徐錫麟の扮装はと見ると、軍服を身に纏ひ、足に長靴を穿ち、長劍を佩きて、制帽を眉深に頂けるさま、確かに一箇の好丈夫たるを失はない。助手の教官陳伯平、馬宗漢の二名と共に壇に立ち諸生を臨く、諸生も軍裝して壇下に進み、先づ官生等列を作つて巡撫に禮を行ひ、次ぎに平生の一組將に敬禮をなさんとする時、忽然歩を進めたる徐錫麟は、巡撫に向つて舉手注目の禮を爲すより早く、靴の中に隱し置きたる短銃二挺を取り出し、これを兩手に一挺づゝ持つかと見ると、巡撫目蒐けてポン〳〵〳〵と數發續けさまに放つた。遲れはせじと陳伯平、馬宗漢の兩人も、矢張り短銃を手にして突進し、處ろ嫌はず滅多撃ちに、二十餘發の彈丸は官人に向つて飛んだ。

サア大變、ホンの今まで靜肅であつた教場は、忽ち阿鼻叫喚の大地獄となり、臨場の文武官は或は殺され或は傷き、命から〳〵逃げ出す。巡撫護衛の巡捕等は、意外に事の急に出たのであるから、殆んど何れも度を失ひ、右往左往に散亂して、策の施す術を知らず。

●新聞料 一枚金二錢 一ヶ月金四十錢 三ヶ月 拾參錢 ...
●廣告料 五號活字十九字詰一行金 ... 四號活字十九字詰一行金五十錢
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城新聞社